

平成22年東京第四検察審査会審査事件（申立）第1号（「甲事件」という。）、第2号（「乙事件」という。）、第4号（「丙事件」という。）

申立書記載罪名 政治資金規正法違反
検察官裁定罪名 政治資金規正法違反
議決年月日 平成22年4月21日

議決の要旨

審査申立人（甲事件）金子吉晴，加藤要介，田代照夫，永井清之

審査申立人（乙事件）A，B

審査申立人（丙事件）塚本 茂

被疑者 鳩山由紀夫（甲，乙，丙事件）

被疑者 芳賀 大輔（丙事件）

不起訴処分をした検察官

東京地方検察庁 検察官検事 木村 匡 良

議決書の作成を補助した審査補助員

弁護士 神 洋 明

上記被疑者らに対する政治資金規正法違反被疑事件（東京地検平成21年検第15737，17202，17203，28752号）につき，平成21年12月24日上記検察官がした各不起訴処分の当否に関し，当検察審査会は，上記審査申立人の申立てにより審査を行い，次のとおり議決する。

議決の趣旨

本件各不起訴処分は相当である。

議決の理由

1. 被疑事実の要旨

被疑者鳩山由紀夫（以下「鳩山」という。）は，友愛政経懇話会の代表者，同芳賀大輔（以下「芳賀」という。）は，同会の会計責任者であるが

(1) 鳩山は，芳賀及び友愛政経懇話会会計責任者の職務代行者勝場啓二と共謀の上，平成17年3月31日，平成18年3月29日，平成19年3月27日及び平成20年3月28日，東京都選挙管理委員会において，4回にわたり，平

成16年分から平成19年分の友愛政経懇話会の収支報告書の「寄附の内訳」欄に、実際には寄附を受けていない寄附者の氏名、寄附金額等を虚偽記入して、総務大臣に提出した。

- (2) 鳩山は、芳賀が平成18年分及び平成19年分の友愛政経懇話会の収支報告書に上記虚偽記入をしたことにつき、会計責任者の選任及び監督について相当の注意を怠った。
- (3) 鳩山及び芳賀は、共謀の上、平成21年6月30日、総務省において、友愛政経懇話会が平成17年から平成19年に鳩山から合計1771万2000円を借り入れた事実がないのに、提出済みの平成17年分から平成19年分の友愛政経懇話会の収支報告書の「借入金」欄に鳩山から合計1771万2000円を借り入れた旨虚偽記入した。

2 検察官の不起訴処分

各被疑事実につき嫌疑不十分

3 検察審査会の判断

(1) 被疑事実の(1)について

関係する者の供述等の要旨は次のとおりである。

ア 勝場啓二の供述調書

平成7年から平成21年6月まで、鳩山の資金管理団体である「友愛政経懇話会」の会計責任者の職務代行者として同会の会計事務を統括し、収支報告書を作成・提出していた。会計責任者は芳賀であったが、芳賀は経理には全く口を出さず、収支報告書の作成・提出事務にも一切関与しなかった。鳩山事務所においては、芳賀が陳情処理と国会対応を統括し、自分は金庫番として政治団体の経理を含め経理全般を統括することで役割分担しており、互いに尊重して干渉しないようにしていた。そのため収支報告書に添付する宣誓書の会計責任者の芳賀の署名又は記名及び押印は、自分が芳賀の名前を記載するか事務室に置いてあった芳賀のゴム印を押していた。同宣誓書上の芳賀の印も、自分が事務所に置いてあった芳賀の印鑑を押した。友愛政経懇話会の設立当初のころは、収支報告書の提出後の控えを芳賀に一度だけ見せたことがあったが、芳賀は興味を示さなかったため、その後は一切見せることはなかった。収支報告書は、誰にも相談せず一人で作成した。鳩山には収支

報告書に虚偽の記入をしていることを報告したことはない。鳩山は、事務所の経理にはほとんど興味はなく、自分に経理のことを尋ねてくることもなく、自分からも鳩山に会計帳簿や収支報告書を見せたこともない。ごく稀に政治資金に関する不祥事が報道された際などに、鳩山から「うちは大丈夫か」と聞かれたことはあるが「うちはきちんとやっておりますので、ご安心ください」などと答えていた。

虚偽の収支報告書を作成したのは平成12年からで、政治資金規正法が改正され、平成12年1月から会社、労働組合等の団体からの寄附が禁止され、収入が減って資金繰りが苦しくなり、鳩山個人からの資金の持ち出しが多くなった。鳩山からは、いつも自分を頼るんじゃなくて、ちゃんと資金を集めてもらいたい旨の苦言を言われていたことから、これ以上鳩山に頼みにくくなってしまい、そのため個人献金やパーティー収入の水増し等の虚偽の記入を始めるに至った。

イ 芳賀大輔の供述調書

平成7年から平成21年6月まで「友愛政経懇話会」の会計責任者の地位にあったが、同会の収支報告書の作成・提出等の実務は、勝場を信頼しており、勝場に全面的に任せ、自分から収支報告書や会計帳簿を確認したり、勝場に報告や説明を求めたことは一切ない。

本件収支報告書に記載された個人寄附の合計とパーティー収入の合計の大幅な水増しは、自分が収支報告書や会計帳簿を見ていれば容易に発見可能であった。自分が収支報告書の内容を確認すらしなかったため、それに気が付くこともなく、虚偽の記入が見過ごされたまま提出された。自分は会計責任者として最低限の職責さえ果たしていなかった。

ウ 鳩山由紀夫の「ご説明」と題する上申書

自分は政治活動に専念し、政治資金や個人的資金の入出金や管理はすべて勝場及び芳賀に全面的に任せていたので、収支報告書に虚偽の記入をしたことは知らない。収支報告書の提出にあたり、勝場や芳賀から何も説明を受けおらず、相談や報告もない。芳賀と勝場は長く秘書として働いており、真面目な性格であり、心底信用していたので、二人に任せておけば、万事、適法・適切に処理しているものと思っていた。

芳賀は人物的にも能力的にもきちんとした人物であると思っており、日頃の仕事ぶりについても何ら問題は感じていなかったから、自分が芳賀を会計責任者に選任したことや、その後の監督について、特に落ち度があったと思っていない。

関係者の供述は以上のとおりであり、収支報告書の虚偽の記入は勝場以外の者は全く知らなかった、鳩山は一切関与していないということで一致しており、また鳩山自身が虚偽の記入に積極的に加担しなければならない動機も見い出しがたく、他の証拠を検討してもこれを否定あるいは覆すに足りる証拠はない。

なお、収支報告書の虚偽の記入には直接関係しないが、一連の証拠によれば、平成14年ころから平成21年5月まで「友愛政経懇話会」を含む鳩山の政治団体には、鳩山の母から、総支出に総収入を合わせる形で、実際の寄附やパーティー収入などの正規の収入等のほかに、毎月1500万円、1年間で1億8000万円が拠出されており、この母からの資金の入金がなされるようになってから、鳩山個人が政治団体に拠出する資金が極端に減少し、さらに年々減少してきている事実が認められる。それにも関わらず、鳩山は、本件収支報告書の虚偽の記載の事実を知らなかっただけでなく、母からの莫大な資金が使われていることも全く知らなかったという。しかし、当檢察審査会としては、素朴な国民感情として、このようなことは考えがたいとし、鳩山自身に対して檢察官の取調べがなされなかったことも相まって、鳩山の一方的な言い分にすぎない上申書の内容そのものに疑問を投げかける声が少なからずあったことを付言する。

(2) 被疑事実の(2)について

芳賀は、芳賀の父が創業し代表取締役をしている会社が地元北海道の自民党の国会議員を支援していたことから、父の知人の紹介でその議員の秘書だったことがあった。その議員が引退をすることになったことから鳩山がその地盤を引き継ぐことになった。芳賀の父の会社も鳩山を応援していくことになり、芳賀自身も鳩山の選挙を手伝うことになった。昭和59年7月から、芳賀は父の会社の役員身分のままで、鳩山の父威一郎議員の北海道事務所にも所長兼秘書として出向し、全国区選出の威一郎議員の選挙を手伝う傍ら鳩山の支援を行っていた。昭和59年7月の総選挙で鳩山が初当選し、芳賀は鳩山の公設第一秘

書となった。平成5年には政策担当秘書となった（平成8年から平成11年には民主党本部の事務局長等を務めている）。このように芳賀は鳩山の側近として長年にわたって重要なポストについており、鳩山の芳賀に対する信頼が相当厚いことが推測される。人柄、能力といった面において問題がある人物であるということは考えられず、結局、鳩山が芳賀を会計責任者として選任したことについて相当の注意義務を怠ったということとはできない。

政治団体の代表者が、政治資金規正法25条2項の適用を受けるのは、代表者が会計責任者の選任及び監督について相当の注意を怠ったときである。そこで規定されている「選任及び監督」の「及び」とは、選任と監督のどちらか一方の要件を充足すればよいということではなく、両方の要件を充足しない限り、本条の責任を問うことはできない。したがって、選任において問題がないことの結論に至った以上、監督面について検討するまでもなく、本条の刑事責任を問うことはできない（なお、平成19年3月27日提出の収支報告書の虚偽の記入については、本年3月26日の満了をもって公訴時効が完成している。）。

なお、この政治資金規正法25条2項の「選任及び監督」については、当檢察審査会の審査においては、「この要件は過多を要求するもので、政治家に都合のよい規定になっている。選任さえ問題がなければ監督が不十分でも刑事責任に問われないというのは、監督責任だけで会社の上司等が責任を取らされている世間一般の常識に合致していないので、本条項は改正されるべきである」との意見が強く主張されたので付言する。

(3) 被疑事実の(3)について

本件は、明細を記載した架空の寄附金の合計1771万2000円を削除し、その分を鳩山からの借入金として「借入金」欄を訂正したことが、虚偽記入に当たると言えるのかどうかの問題である。

一連の証拠によると、勝場は、友愛政経懇話会に対する実際の寄附やパーティー収入による資金と鳩山から預かっていた鳩山の個人資産とを一体として管理し、そこから友愛政経懇話会の経費等を支払っていた事実が認められる。友愛政経懇話会の支出総額のうち、実際の寄附及びパーティー収入の総額では足りない分は鳩山の個人資産から充当したことになるが、この個人資産からの充当分は、返済の約束や予定もないことから借入金と積極的に認定することが困

難である。他方で、鳩山は、自分が六幸商会に指示して勝場に手渡していた資金が鳩山個人及び友愛政経懇話会にどのように利用され幾ら支出されたのかや、母からの資金提供があったことについても全く認識していないので、鳩山からの寄附とも認定しがたい。その資金の性質はその時点では一義的には定まらない「仮受金」的な性質を有するものと見るのが妥当と思われる。しかし、収支報告書には「仮受金」等の項目がないことから、本件虚偽の記入が発覚後、弁護士とも協議して、「仮受金」に最も近い性質を有する「借入金」項目を利用し、借入金に訂正したものであり、このことをもって直ちに虚偽であるとまではいうことができないとの検察官の考え方は首肯できる。

(4) 結論

したがって、鳩山及び芳賀に対する各不起訴処分は相当である。

平成22年4月26日

東京第四検察審査会